

令和6年4月1日より

## 日常生活用具給付事業に「カフ圧調整器」が対象となりました

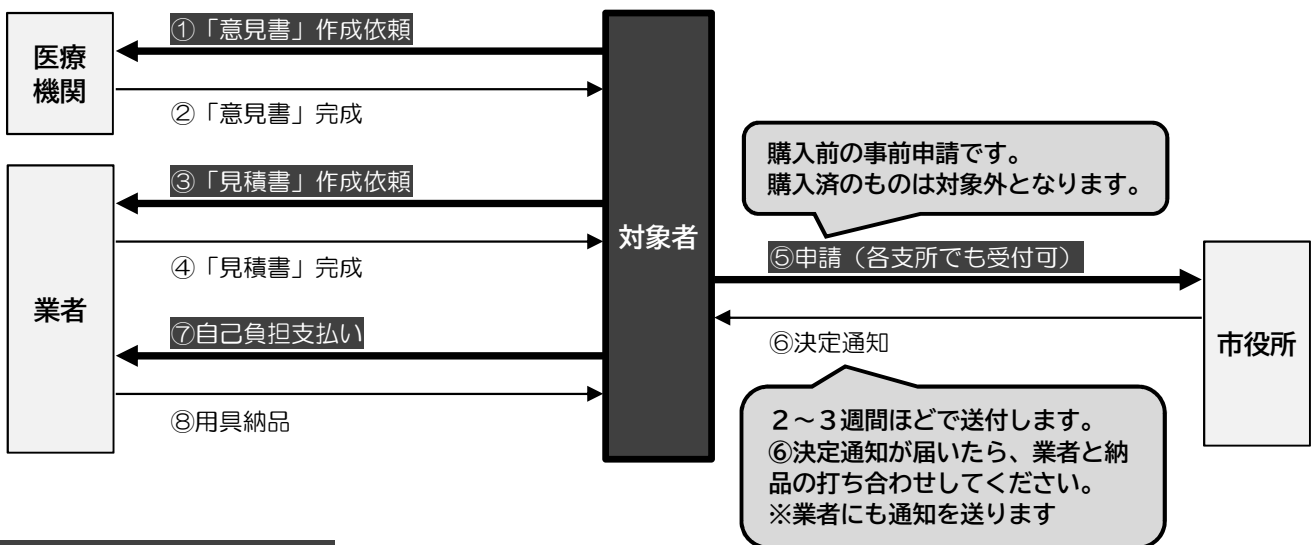
日常生活用具給付事業では、身体障害者手帳等をお持ちの方や難病等の方に対して、日常生活がより円滑に行われるための用具等の購入費を支給することで、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

令和6年4月1日より、「カフ圧調整器」が支給の対象となりました。

### 「カフ圧調整器」の概要

種目名	カフ圧調整器
支給対象者	①身体障害者手帳を所持している方で気管カニューレを装着しており、当該用具の装用効果が見込める方 ②難病患者等（※）で気管カニューレを装着しており、当該用具の装用効果が見込める方  ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当
意見書	必要 ※装用効果があるかを確認するため、申請ごとに提出する必要があります。
基準額	98,000円 ※原則、1割負担となります。 (世帯の市民税課税状況により、負担額がない場合があります。) ※基準額を超える分は、課税状況にかかわらず全額負担となります。

### 申請の流れ



### 問い合わせ先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市障害福祉課 医療・手当給付担当班

電話：097-537-5786（直通） FAX：097-537-1411